

鳥獣害対策の現場から(14)

リレー随筆

長野県のツキノワグマ被害と保護管理計画

(長野県林務部森林保全課 まつおかずほ 松尾一穂)

はじめに

ツキノワグマは、日本最大の大型哺乳類として、古くから人間とのかかわりを持ってきたが、最近では生息数の減少が懸念され、環境庁が作成したレッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」とし

て、西日本を中心に6地域の個体群が掲載されている。しかし、保護が叫ばれる一方、ツキノワグマによる農林業被害の発生や人身事故の発生は深刻な問題であり、その保護と被害対策の確立が求められている。

このような状況の中で、本県では平成4年から平成6年までの3か年をかけて、生息状況調査を行い、平成7年度に「ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、ツキノワグマを健全な状態で維持し、農林業被害を減少させるための取り組みを行っている。

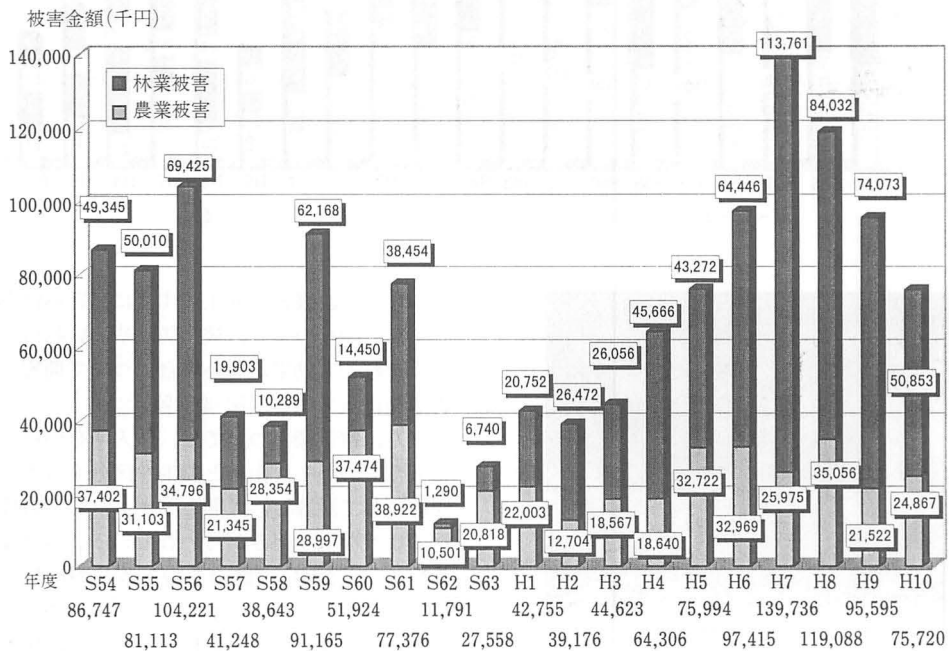


図-1 長野県のツキノワグマによる農林業被害金額の推移

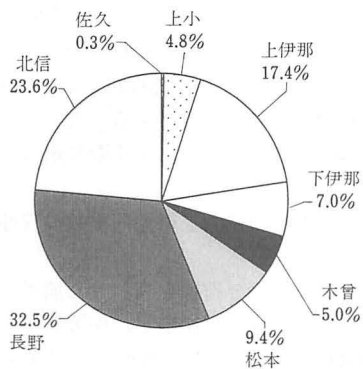


図-2 農業被害の管内別構成

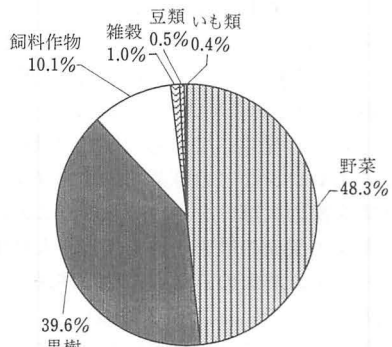


図-3 被害種別の構成

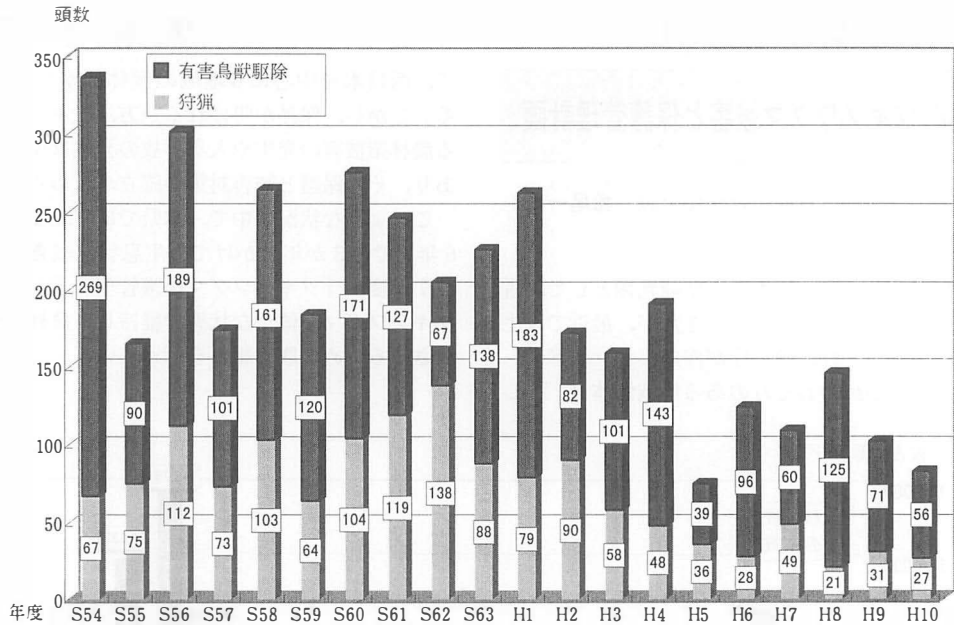


図-4 長野県のツキノワグマの狩猟・有害鳥獣駆除による捕獲数



ツキノワグマの出没状況

### 1 ツキノワグマによる農業被害の現状

本県のツキノワグマによる農林業被害金額は、最近では1億円前後で推移しており、平成10年度は減少傾向にあるものの75,720千円であり、うち農業被害は24,867千円である(図-1参照)。農業被害の管内別内訳は図-2のとおりであり、長野、北信、上伊那の順で被害が多く発生している(図-2参照)。被害作物は、トウモロコシなどの野菜類、リンゴなどの果樹により被害金額の大部分を占めており、このほか、自家消費の野菜や果樹の被害や林業被害、人身事故も発生しているため、農家のみならず地元住民にとっては深刻な問題となっている(図-3参照)。

被害防除対策としては、有害鳥獣駆除による捕獲と電気柵などの被害防止が中心であるが、有害鳥獣駆除

については、被害の発生がすぐに有害鳥獣駆除につながることはないよう、被害防除や追い払いなどを実施し、それでも効果がない場合について捕獲するような指導を行っている(図-4参照)。

また、電気柵については、個人所有の農地を局部的に囲うものから、山林と農地を区分するように電気柵を継続して設置し、人間とツキノワグマの棲み分けを図るような取り組みが行われている。電気柵の構造については、NGOの協力を得て改良が行われるなどの取り組みが行われているが、設置にかかる経費負担や管理の問題など、さらに検討を要する課題も残されている。

### 2 ツキノワグマ保護管理計画

平成7年度に策定された「ツキノワグマ保護管理計画」を図-5に示す。生息状況調査の結果、本県のツキノワグマは当面、絶滅のおそれが少なく、一定数の個体数が生息していると考えられることから、「ツキノワグマを健全な状態で維持する」ことを基本理念として、五つの保護管理手法による取り組みを行うこととしている。

現在は、猟友会の協力を得て捕獲数の管理を中心とした、

① 有害鳥獣駆除と狩猟を合わせた捕獲上限数(自主規制)を年間150頭に制限し、保護管理を図る。

② NGOの協力を得て、捕獲したツキノワグマに対しお仕置き(トウガラシプレー)をして放獣し、

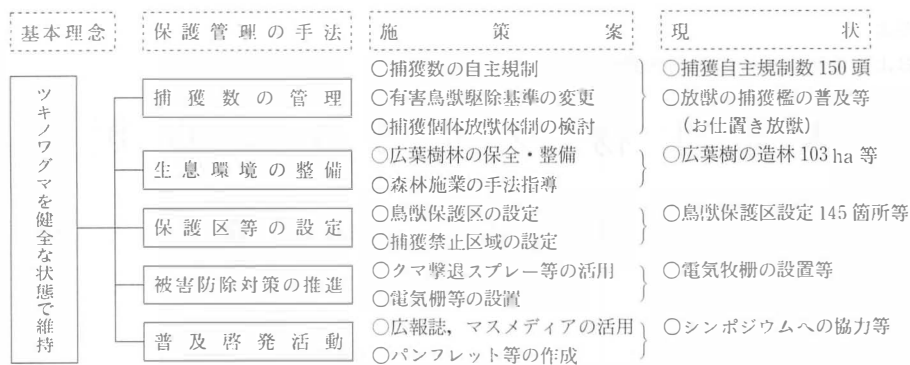


図-5 長野県ツキノワグマ保護管理計画(平成7年度策定)  
 (注) 広葉樹造林面積は平成9年度数値, 電気柵数量は平成10年度数値, 鳥獣保護区設定箇所は平成10年度末現在。

ツキノワグマの保護と再出没防止により、被害の防止を図る。

この2点についての取り組みを行っている。

上記のほかにも保護管理の手法を示し取り組むこととしているが、手法が確立されるまでに時間を要するものや、多額の経費を要するなどの問題があり、対策を長期的なもの、短期的なものに区分し、引き続き計画的に取り組んでいく必要がある。

### 3 今後の課題

このような野生鳥獣による農林業被害の深刻化に対応し、野生鳥獣を科学的・計画的に保護管理するため、特定鳥獣保護管理計画制度の創設を内容とする「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の一部改正が行われ、平成11年の9月に施行されたところである。

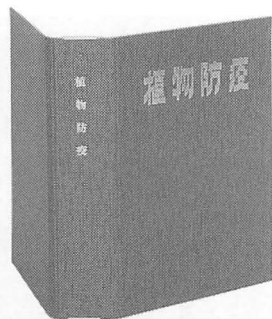
本県では、現在の保護管理計画の基礎となる生息状況調査は、平成4年から6年にかけて実施したもので

あり、調査後年数が経過していることから、今後、モニタリング調査について早急に検討する必要がある。

また、特定鳥獣保護管理計画の策定にあたっては、地域個体群ごとの生息分布や動向について検討することとされていることや、計画策定のためには、地域住民や農林業者などの合意形成が必要であり、全県的な協議会の設置や被害が発生している各地域ごとに被害対策協議会を設置するなどして、計画の策定に関する調整や被害対策や防除対策についての検討を行い、農林業者の意見を含めた地元住民の意向が計画に反映できるような仕組みについても取り組む必要がある。

農林業被害を減少させ、野生鳥獣と人間との共存を図るためには、多くの時間と多額の費用が必要であり、今後も「責任ある試行錯誤」が続いていくことが考えられる。

## 便利にご利用いただけます。『植物防疫』専用合本ファイル



本誌1年分(12冊)が簡単に製本できます。

### 〈本誌名金文字〉

定価 733 円(本体 699 円+税)

送料 390 円

- 書冊を飾る美しい外観
- 冊誌を傷めず保存ができる
- 取り外しが簡単に行える
- ビニールクロスで長期保存ができる

ご希望の方は、現金・郵便振替で直接本会へお申し込み下さい